

【資料 1】

報告（1）

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画の令和 6 度実績報告、

令和 7 度取組について

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画事業評価シート(R4~6の実績、評価、R7の取組)

No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.
教育・保育サービスの充実	認定子ども園への移行支援	幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に関する相談対応及び必要な支援を行います。	教育委員会	移行後の制度運用等に対する相談対応を行った。	移行後の制度運用等に対する相談対応を行った。	移行後の制度運用等に対する相談対応を行った。	都度対応を行った。	事業・施策ではなく、確保方策の中で幼稚園及び保育所に対し相談対応及び必要な支援を行つ。	継続	有	-
	幼稚園教諭等研修会	サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士を対象とした研修を実施します。	教育委員会	令和4年度2回実施し、研究テーマに基づき幼稚園と保育園の研究成果を発表し、情報共有を行つた。	2回実施し、研究テーマに基づき幼稚園と保育園の研究成果を発表し、情報共有を行つた。	2回実施し、研究テーマに基づき幼稚園と保育園の研究成果を発表し、情報共有を行つた。	計画どおり実施した。	No.8と統合して、第3期計画では、「教育・保育に関する研修」とする。 町幼児教育アドバイザーを養成し、研修会に派遣するなど幼児教育の充実を目指す。	継続実施	有	No.2
	連絡協議会	子どもが幼稚園や保育所等から小学校に円滑に移行できるよう、関係機関の連携を強化するとともに、情報が適切に活用されるよう促します。	教育委員会	幼保小合同会議を開催し、スタートカリキュラムに基づき協議、情報共有を行つた。	幼保小合同会議を開催し、スタートカリキュラムに基づき協議、情報共有を行つた。	幼保小合同会議を開催し、スタートカリキュラムについて幼保小の共通理解を深めた。	計画どおり実施し、スタートカリキュラムについて幼保小の共通理解を深めた。	No.4と統合	継続実施	有	-
	教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携調整	幼稚園や保育所等と地域型保育事業を行う事業者の連携が行われるよう、交流の機会を設けるとともに、協力関係が築けるようにコーディネートを行います。	教育委員会	保育所入所選考会の場で各園の状況について情報交換を行つた。	保育所入所選考会の場で各園の状況について情報交換を行つた。	保育所入所選考会の場で各園の状況について情報交換を行つた。	計画どおり実施	No.3と統合して、第3期計画では、「幼稚園・保育所等と小学校及び地域型保育所との連携」とする。	継続実施	有	No.3
	地域に開かれた教育の実践	幼稚園評議員制度や園行事を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。	教育委員会	幼稚園評議員会を設置し、委員の意見を運営の参考とした。	幼稚園評議員会を設置し、委員の意見を運営の参考とした。	幼稚園評議員会を設置し、委員の意見を運営の参考とした。	計画どおり実施	No.62と統合して、第3期計画では、幼稚園及び小学校を一括的に管理する。	幼稚園評議員会の開催地域に開かれた園行事の実施	有	No.4
	幼児教育・保育の無償化	子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付により、幼稚園・保育所・認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業等の事業を利用した際の費用を給付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	教育委員会	国の幼児教育・保育の無償化に則り保護者負担の軽減を行つた。	国の幼児教育・保育の無償化に則り保護者負担の軽減を行つた。	国の幼児教育・保育の無償化に則り保護者負担の軽減を行つた。	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.5
	町認可保育所等副食費支援補助金	認可保育所等における副食費の第3子免除対象者について、町独自制度により対象を拡大し、第3子基準の最年長者年齢を18歳までとします。	教育委員会	第3子の最年長者年齢を18歳に拡大し、実施した。	第3子の最年長者年齢を18歳に拡大し、実施した。	第3子の最年長者年齢を18歳に拡大し、実施した。	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.6
	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保について	関係機関と連携し、専門性を有するアドバイザーの派遣等により、教育・保育に関する研修会を実施します。	教育委員会	指導主事による研修会を実施した。	指導主事による研修会を実施した。	指導主事による研修会を実施した。	計画どおり実施	No.2と統合	年1回以上実施	有	-
	外国人、海外から帰国した幼児の教育・保育等の利用に関する支援について	外国人、海外から帰国した児童・生徒の日本語能力を把握し、必要な保育補助員を配置します。	教育委員会	対象児1名に対し、在籍する小学校に通訳のできる支援員を配置しました。	対象生徒1名に対し、在籍する中学校に通訳のできる支援員を配置しました。	対象生徒1名に対し、在籍する中学校に通訳のできる支援員を配置しました。	計画どおり実施	継続実施	随時対応		No.7
	在宅子育て応援金交付事業	多様な保育環境を目的として、保育施設等を利用せずに乳幼児を日中家庭で子育てする保護者に対して在宅子育て応援金を交付します。	子育て支援課	8月、12月、翌4月給付 人數 125人 金額 4,645,000円	R6.4月支給 84名(3月末実績) 4,155,000円	R6.10(4月～9月分)R7.4(10月～3月分)支給 給付人数(=件数):145人 給付金額:9,460,000円	計画どおり実施	県補助に合わせて拡充する。新生児には健診等のお知らせ時、転入者には転入届時に周知する。	年3回交付	有	No.8
医療的ケア児のための支援体制の構築	医療的ケア児の心身の状態をふまえて、必要な支援と現状の環境との乖離を把握し、各関係機関と連携のうえ、児童生徒にとってより良い学びの場の対応に取り組みます。	教育委員会	2名の医療的ケア児受け入れを実施した。	小学校に看護師を3名配置	小学校に看護師を3名配置	R3から、医療的ケア児のため小学校へ看護師を配置。学校等へ保育補助員・特別支援員を配置しかし、支援が必要な子どもが増加し職員不足が課題。	障がいのある子どもの教育・保育環境を継続するため、看護師や保育補助員・特別支援員の確保に努める。	随時対応			No.9
	保健、医療、障がい・福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設置し、障がい児等の遭遇の向上を図ります。保健、医療、障がい・福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設置し、障がい児等の処遇の向上を図ります。	保健福祉センター	金ヶ崎町立自立支援協議会療育・発達支援部会において協議した。	随時関係機関との協議を実施した。	随時関係機関との協議を実施した。	町立自立支援協議会療育・発達支援部会において、協議実績がないが、個別による関係機関との協議を行つた。	保健、医療、障がい・福祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図り、様々な機会を捉えて協議を行つていくとともに、随時家族等からの相談に対応する。	継続実施			No.9
12	地域子育て支援拠点事業(町子育て支援センター)	地域の子育て中の親子の交流や、子育て家庭に対する育児相談、子育て講座により子育ての楽しさを提供します。	子育て支援課	利用者数延べ4,879人	利用者数5,187人 新たに地域支援事業として、地域全体で子育て支援する取組を開始	利用者数延べ:4,596人 相談件数:133件	子育て支援センターでの子育て相談につなげた。 R5から、地域支援事業を開始、交流機会が増加。町内の方を講師とした講座を開催し、講師及び参加者から好評であった。	No.26、63と統合して、地域の中で子育て支援するため地域支援事業を継続し、新たに相談日の開設を追加した。 保護者を交流の場につなぐ。	継続実施	有	No.13
13	子ども・子育て総合相談体制	子どもとその家庭等を対象に、総合的な相談対応・支援等を行う体制を整備します。(子ども家庭総合支援拠点の設置)	子育て支援課	令和4年4月～子ども家庭総合支援拠点設置	令和4年4月～子ども家庭総合支援拠点設置	令和4年4月～子ども家庭総合支援拠点設置	R2. 母子保健と児童福祉の両機能が同じ課となる。 R4に、児童及び妊産婦の福祉に関して相談する子ども家庭総合支援拠点の設置した。 相談窓口の連携は進んだが、ワンストップの相談対応力の向上を目指す。	こども家庭センターを設置して、母子保健と児童福祉の機能が一体的に、包括的な支援を切れ目なく提供する。 双方の機能による相談対応力の向上を目指す。	継続実施	有	No.14

No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.
育児相談・情報提供体制の充実	14 利用者支援事業	子育て支援相談員を配置し子育て支援事業等の情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 教育委員会	3人配置 (内訳として、特定型2人、R4より母子保健型1人配置)	3人配置 (内訳として、特定型2人、年度途中より母子保健型1人配置)	3人配置 (内訳として、特定型2人、母子保健型に代わりこども家庭センター型1人配置)	教育委員会事務局と子育て支援課へ子育て支援相談員を配置。	窓口連携のため、配置継続。国の要綱改正に伴い、特定型や母子保健型に、こども家庭センター型や妊婦等包括相談支援事業型が追加となる。	2人配置	有	No.15
	15 家庭教育講演会	保育園、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習を行います。	中央生涯教育センター	年間16回(各小学校・幼保各1回)を予定していたが、9回の開催となつた。	保育園2箇所、幼稚園1箇所、小学校3箇所、中央生涯教育センター3回 計9回実施した。	保育園2箇所、幼稚園4箇所、小学校3箇所、中央生涯教育センター4回 計13回実施した。	保護者だけではなく、地域住民も対象とした事業を実施し、地域で子ども達を育てるための意識付けをすることができた。	No.65と統合して、第3期計画では、「家庭教育支援事業」とする。	各地区1回以上	有	No.16
	16 子育て情報ガイドの配布	子育て関係情報について、全戸に配布するとともに、町ホームページ(ダウンロード)やメールによる情報提供を行います。	子育て支援課	改訂版発行	改訂版発行 広く周知を図り、母子健康手帳交付者及び転入者の他、希望者へ配布した。	改訂版発行 広く周知を図り、母子健康手帳交付者及び転入者の他、希望者へ、随時更新し配布した。	子育て情報ガイド及び町HPの認知度が向上。しかし、サービス内容等が分からぬ保護者が微増。	No.18と統合して、第3期計画では、相談支援で保護者とサービス等をつなぐようにする。 紙媒体と電子媒体で情報提供することで「子育て情報の発信」とする。	継続実施	有	No.17
	17 子育て親子サークル支援	子育て活動団体等に対する補助、助言、相談を行なう活動を支援します。	子育て支援課	子育てサークルとの懇談を行い、課題解決の助言・相談の対応を実施 子育て支援センターを通じて必要な事業費を補助	子育て支援センターの新規事業に関して、子育て世帯であるサークルと連携して事業を実施。 子育て支援センターを通じて必要な事業費を補助。	子育てサークルと連携して子育て支援センター事業「絵本ライフ」を実施。 子育て支援センターを通じて必要な事業費を補助。	新規事業を連携して実施したことで、事業への参加者拡大、サークル活動の周知を図った。 県HPへの活動内容掲載。	継続実施	継続実施		No.18
	18 町ホームページ及びモバイルメールを活用した情報の発信	子育てに関する行政サービスの最新情報や子育て関係情報について、町ホームページやモバイルメールによる「すこやか子ども情報」の配信により、情報提供を行います。	子育て支援課	母子保健情報及び子育て支援情報をHPに掲載、併せてモバイルメールで定期配信。	母子保健情報及び子育て支援情報をHPに掲載、併せてモバイルメールで定期配信。町公式LINE配信(周知内容に合わせ不定期配信)。	No.16と同上	No.16と統合	継続実施	有	No.17	
	19 海外にルーツを持つ子育て家庭等への情報提供	外国人の方等への支援情報の周知に努めます。	子育て支援課	外国人の方への窓口対応として、入口表示に英語記載を実施	入口への英語表記を継続	R7.3の一斉情報配信システム運用開始により、多言語での子育て情報周知を開始。	海外からの転入者に対応した。	外国人へ翻訳機器等を活用して対応する。言語だけでなく文化や生活の違いに因る家庭に対して、町内団体と協力し、情報及び交流機会の提供に努める。	継続実施	有	No.19
子育て世代包括支援センターの設置	20 子育て世代包括支援センターの設置	妊娠婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目ない支援を提供します。	子育て支援課	R2年度設置	R2年度設置	R2年度設置	R2に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、子どもや保護者に寄り添った相談支援を行った。関係機関との連絡調整等を実施。 小学生以下の保護者の悩みは、子どもの病気や発育、発達が多い。	「こども家庭センター」を設置し相談支援機能を充実。 相談に内容に応じて、必要な支援へつなぐ。	継続実施	有	-
	21 パパママセミナー	夫婦が協力して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。	子育て支援課	年3回	年3回	年3回	夫婦とも出産後の子育てがイメージできるよう、体験型のセミナーとし好評だった。	No.39と統合して、第3期計画では妊娠期における唯一の夫婦参加型セミナーとして必要な情報提供を併せて行う。	年3回	有	No.24
	22 妊婦訪問	対象となるすべての妊婦を訪問し相談支援等を実施します。	子育て支援課	39件	42件	37件	妊娠32週～35週頃の妊婦を訪問し、相談支援を実施した。	No.23、24、39、73と統合して、第3期計画では、母子健康手帳交付時、妊娠訪問時、乳児家庭全戸訪問時に全ての妊娠婦及び乳児に対する相談支援及び助言指導を行う。併せて、情報提供をする。	継続実施	有	No.22
	23 母子健康手帳交付時の健康相談	母子健康手帳交付時、すべての妊婦等に対し健診相談及び指導を実施します。	子育て支援課	98.7%	100.0%	100.0%	全ての妊婦に実施し、切れ目ない支援に繋げられた。	No.22と統合	100%	有	-
	24 生後4か月児までの全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談支援及び育児の情報提供等を行います。	子育て支援課	93.6%	97.0%	107.8%	4か月までに概ね訪問できたが、保護者の都合等により年度内の実施に至らない家庭もあった。	No.22と統合	100%	有	-
	25 育児相談	随時相談を受け付けるとともに、月1回子育て支援センターでの育児相談も実施します。	子育て支援課	年12回及び随時	年12回及び随時	年12回及び随時	乳幼児の保護者等からの相談に対応し、育児不安の軽減につながった。	第3期計画では「子育て相談」として、交流の場で相談を受け付け、必要な助言指導を行う。	年12回及び随時	無	No.23
	26 プレママディ(子育て支援センター)	母子健康手帳の交付時に日程を周知するとともに、依頼に対し妊婦相談及び指導を行います。	子育て支援課	12回実施	12回実施	12回実施	計画どおり実施	No.12と統合	継続実施	有	-
27 子どもの事故防止啓発	乳幼児健診時配布するパンフレットに基づき指導を行います。	子育て支援課	100%	100%	100%	パンフレットを利用し啓発できた。	No.32と統合	100%	有	-	

	No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.	
切れ目のない母子保健対策の充実	28	妊婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診勧奨を実施します。	子育て支援課	受診率87.7%	受診率92.0%	受診率82.3%	相談及び訪問の機会に受診勧奨を実施できた。未受診の妊婦については、医療機関と情報連携し早期支援が出来た。	No.29と統合して、第3期計画では「妊婦・産婦一般健康診査」とする。	100%	有	No.25	
	29	産婦一般健康診査	母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に産婦健康診査受診勧奨を実施します。	子育て支援課	受診率93.8%	受診率99.0%	受診率84.5%	産婦健診の受診により、産後の心身の状態把握及び早期介入ができる。	No.28と統合	100%	有	-	
	30	産後ケア訪問	訪問を希望する産後1年までの産婦を対象に、産後ケア及び指導を実施します。	子育て支援課	利用実人数6人	利用実人数8人	利用実人数27人	助産師の訪問ケアにより、育児不安等の軽減に繋がった。	継続実施	継続実施		No.26	
	31	新生児聴覚検査	母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に新生児聴覚検査受診勧奨を実施します。	子育て支援課	受検率97.7%	受検率94.0%	受検率84.5%	パンフレットを用いて個別に説明を実施した。	継続実施	100%		No.27	
	32	乳幼児一般委託健康診査	生後1か月、6～7か月、9～10か月時に医療機関にて健康診査を実施します。	子育て支援課	1か月82.7% 6～7か月86.4% 9～10か月80.4%	1か月95.0% 6～7か月90.0% 9～10か月75.0%	1か月104.8% 6～7か月113.0% 9～10か月101.4%	乳児健診時に6～7か月及び9～10か月健診の受診勧奨を行った。	No.27、33、34と統合して、第3期計画では「乳幼児健康診査」とする。	各100%	有	No.28	
	33	乳幼児健康診査	3～4か月、1歳6か月、3歳6か月時に保健センターにて集団健康診査を実施します。	子育て支援課	乳児健診100.0% 1歳児99.0% 3歳児健診100.0%	乳児健診100.0% 1歳児100.0% 3歳児健診100.0%	乳児健診100.0% 1歳児100.0% 3歳児100.0%	未受診者に対し、通知及び電話により受診勧奨した。	No.32と統合	各100%	有	-	
	34	幼児歯科健康診査	1歳6か月、3歳6か月時は集団健診で実施し、2歳6か月時は個別健診を実施します。	子育て支援課	1歳児99.0% 2歳児76.7% 3歳児98.0%	1歳児100.0% 2歳児67.0% 3歳児100.0%	1歳児100.0% 2歳児75.2% 3歳児100.0%	乳幼児のむし歯予防についてチラシ配布や指導を実施した。	No.32と統合	各100%	有	-	
	35	予防接種事業	乳児全戸訪問及び乳児健診時に予防接種について情報提供し、対象年齢に至る時期には個別通知にて接種勧奨します。	子育て支援課	BCG予防接種実施率97.8%(その他予防接種については現在は算出していない)	BCG予防接種をより安全安心して接種できるようまた利便性の向上を図るために個別接種とした。	接種率91.3%	乳幼児健診時に接種歴確認と接種勧奨を実施した。未接種者に対し個別に接種勧奨を実施した。	個別接種としたため終了とする。	BCG予防接種実施率100%(未受診者への接種勧奨を継続実施)	有	-	
	36	子ども医療費助成	出生から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを扶養する世帯に対する医療費の助成を行います。	住民課	継続実施 給付件数27,458件 給付費51,752,341円	継続実施 給付件数32,269件 給付費59,973,299円	継続実施 給付件数33,393件 給付費61,054,869円	計画どおり実施	No.37と統合して、第3期計画では「子ども・妊娠婦医療費助成」とする。	継続実施	有	No.31	
	37	妊娠婦医療費助成	妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日までに対する医療費の助成を行います。	住民課	継続実施 給付件数450件 給付費4,144,935円	継続実施 給付件数457件 給付費3,878,515円	継続実施 給付件数433件 給付費4,101,910円	計画どおり実施	No.36と統合	継続実施	有	-	
思春期保健対策の整備	38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療及び特定不妊治療にかかる男性不妊治療費用の一部を助成します。	子育て支援課	助成件数:4件 助成金額:286,752円	助成件数:0件 助成金額:0円	-	保険適用開始前に治療が終了している者への助成としたが、保険適用により申請者はなかった。	-	保険適用となったため終了とする。	-	有	-
	39	母性健康管理指導事項連絡カード	母子健康手帳交付時、就業している妊婦に対し母性健康管理指導事項連絡カードの利用について周知します。	子育て支援課	適宜周知した。	適宜周知した。	適宜周知した。	対象者の状況に合わせた周知が出来た。	No.22と統合	継続実施	有	-	
	40	薬物・喫煙・性教育・自殺に関する保健教育	各小中学校年1回の講演を実施します。	教育委員会	各小中学校において実施した。	各小中学校において実施した。	各小中学校において実施した。	小中学校で講演会を実施し、薬物・喫煙・飲酒等による健康被害についての意識が向上。	今後も継続して講演会を実施し、理解の定着を図る。	各小中学校年1回		No.32	
	41	スクールカウンセラーアイデンティティ事業	県教育委員会からの派遣により、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の様々な悩みの相談に対応します。	教育委員会	スクールカウンセラーアイデンティティ (金中1名、金小1名)	スクールカウンセラーアイデンティティ (金中1名、金小1名)	スクールカウンセラーアイデンティティ (金中1名、金小1名)	計画どおり実施	継続実施	スクールカウンセラーアイデンティティ (金中1名、金小1名)		No.33	
	42	乳幼児健診時栄養指導	乳幼児健診の際に、食事やおやつのとり方などの個別指導をきめ細かに実施し、基本的生活習慣の定着を図ります。	子育て支援課	年24回	年24回	年24回	健診や離乳食教室にて、啓発を実施。個別指導を行い、保護者の悩みや不安解消を図った。	保護者が気軽に相談できるように、子育て支援センターとの連携を強化する。	年24回		No.34	
	43	離乳食教室	離乳食について、調理・試食などの体験を通して学ぶ機会を設けます。	子育て支援課	年4回	年4回	年4回	講話や試食を通して離乳食の進め方等を伝えた。	継続実施	年4回		No.35	
	44	学校における食育	各学校での栄養教諭による食育の授業及び、給食時間での食事のマナーなどの指導を継続します。	給食センター	栄養教諭が、小学校全クラスと中学校1年生全クラスを対象に授業を実施。	栄養教諭が、小学校全クラスと中学校1年生全クラス対象に授業実施。	栄養教諭が、小学校全クラスと中学校3年生全クラス対象に授業実施。	小中学校等で食育を取り組み、発達段階に応じた食の理解が向上。	No.45、46と統合して、第3期計画では「学校における食育」とする。	各クラス年1回	有	No.36	
	45	弁当の日	子供が自分で弁当づくりに携わることにより、食への関心を高めることを目指します。	教育委員会	年3回実施	年3回実施	年3回実施	弁当作りに代わって、食育に関する事業を各学校にて実施。	生活の多様化等により、弁当作りに限定しない、柔軟性な取組が求められる。	No.44と統合	年3回実施	有	-
	46	給食を通じた食育	金ヶ崎町食材100%の日及び生産者との交流、給食だより等を通じ、地産地消を推進とともに、食に対する理解、感謝の気持ちを高める。	給食センター	町内産食材100%の日を3回実施。「給食だより」を毎月発行。	金ヶ崎町産食材100%の日を3回実施。「給食だより」を毎月発行。	金ヶ崎町産食材の日を3回実施。「給食だより」を毎月発行。	計画どおり実施。食材の高騰等により、町内産表示の食材入手が困難になった。	No.44と統合	継続実施	有	-	

No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.
47	生活習慣病予防健診・事後説明会	小学4年生と中学1年生を対象とした健診を実施し、有所見者に対して事後説明会を行い、生活習慣病改善を図ります。	教育委員会	生活習慣病予防検診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。	生活習慣病予防検診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。	生活習慣病予防検診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。	計画どおり実施	継続実施	年1回		No.37
	農業体験学習	地域で農作物作りを体験し、食の安全や食べ物の重要性を理解させながら、感謝の心を育てる活動を推進します。	教育委員会	各園、各校の計画に従って実施した。	各園、各校の計画に従って実施した。	各園、各校の計画に従って実施した。	計画どおり実施	継続実施	各園、各校の計画に従って実施		No.38
小児医療の整備	小児夜間診療所の情報提供	広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。	子育て支援課	年24回	年24回	年24回	休日・夜間診療所、こども救急相談電話を周知。	No.49～51を統合して、第3期計画では「奥州金ヶ崎休日夜間診療所の運営支援及び情報提供」とする。 救急時の受診や相談先の周知を継続する。	年24回	有	No.39
	胆江地区休日診療所の情報提供	広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。	子育て支援課	年24回	年24回	年24回	広報等を活用し周知した。	No.49と統合	年12回	有	-
	看護師によるこども救急相談電話の情報提供(岩手医師会実施)	広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。	子育て支援課	随時周知	随時周知	随時周知	計画どおり実施	No.49と統合	随時周知	有	-
	出生のお祝い絵本	親子がともに過ごす時間やコミュニケーションづくりを図るために出生のお祝いに絵本を贈ります。	住民課	出生届出時に贈呈(93件)	出生届出時に贈呈(91件)	出生届出時に贈呈(61件)	計画どおり実施	継続実施	継続実施 (見込数年間120件)		No.40
52	ひよっこタイム	小さい子ども連れの人が、気軽に図書館を利用できるように「ひよっこタイム」を実施します。毎週火・土曜日は子どもが楽しめるようにおもちゃや、社会性を養う活動を実施します。	図書館	ひよっこタイム 継続実施 ベビールームの常時開設 おはなし会 8回開催	ひよっこタイム 継続実施 ベビールームの常時開設 (R4より実施) おはなし会 12回開催	ひよっこタイム 継続実施 ベビールームの常時開設 (R4より実施) おはなし会 12回開催	おはなし会を毎月開催し、参加者数は20人前後と定着している。ベビールームも土・日曜日に多く利用されている。	おはなし会を毎月開催する。 趣向を凝らして魅力あるイベントの開催に取り組む。目標値を実施回数ではなく、参加者数に変更する。	年70日	有	No.41
54	保育所地域活動事業(異年齢児交流等事業)	保育所(園)を卒園した児童や地域の児童とともに地域の行事などの共同活動を通じて、児童の社会性を養う活動を実施します。	教育委員会	コロナウイルス対策のため、規模や対象を変更して実施。(3園)	4園実施	5園実施	計画どおり実施	No.55と統合して、第3期計画では「保育所地域活動事業」とする。	町内3園	有	No.42
55	保育所地域活動事業(世代間交流事業)	介護保健施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、伝承遊びなどを通じて世代間のふれあい活動を実施します。	教育委員会	コロナウイルス対策のため、規模や対象を変更して実施。(3園)	4園実施	5園実施	計画どおり実施	No.54と統合	町内3園	有	-
56	幼稚園の未就園児等の交流事業	幼稚園児と地域の未就園児との交流を目的とした事業を全幼稚園で実施します。	教育委員会	各園において体験入園を実施した。	各園において体験入園を実施した。	各園において体験入園を実施した。	計画どおり実施	継続実施	各園の計画に従って実施		No.43
57	自然体験・社会体験学習	各地区生涯教育センター等において、児童の地域行事参加を促すとともに、自然体験学習、農業体験学習、社会体験学習の機会をつくります。	中央生涯教育センター	年間7回開催予定としていたが、天候不良等により5回の開催となつた。	夏は川遊び、冬はかんじき体験等5つの事業を実施し、延べ131人が参加した。	「してみたいfes」への出店や「川遊び」、子ども達の自由な活動の場「キッズくらぶの日」など、延べ156人が参加した。	身近な資源を活用し、様々な体験をすることで、子ども達が地域や地域の大人を知る機会となった。 様々な世代との交流を行い教育機会が提供できた。	継続実施	中央、各地区2回		No.44
58	放課後子ども教室	各小学校施設等を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごす居場所を確保するとともに、学習、地域、放課後児童クラブと連携しながら、学習、体験、交流活動等の各種プログラムを提供します。	中央生涯教育センター	年間49回開催予定としていたが、コロナのため47回の開催となつた。	スポーツや工作等年間50回開催し、延べ1,178人が参加した。	スポーツや工作等、年間56回開催し、延べ1,502人が参加した。	体験を通じて自身のやりたいことに繋がる生徒がいた。また、異学年交流の場となる。	継続実施	各小学校区 月1～3回		No.45
59	中学生海外研修	金ヶ崎中学校2学年を対象に海外研修を実施します。	中央生涯教育センター	コロナのため中止	コロナ禍もあり、研修は実施できていないが、令和6年度以降の研修再開に向けテレビ会議を行った。	中学生海外研修を実施し、中学校2年生6人、教育長(町長代理)、職員2人を派遣した。	アマースト町との姉妹都市提携30周年記念式典に訪問団が参加し、今後の交流継続の確認と研修継続に向け協議を行うことができた。	世界的な物価高騰による事業費増加。令和7年度も継続予定。本事業シートでは管理しない。	年1回		-
確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり	学力向上対策委員会	各小・中学校の児童生徒の学力の実態を把握するとともに、課題を明らかにして、これをふまえた授業の改善を図ります。	教育委員会	2回開催	2回開催	2回開催	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.47
	小中授業参観情報交換研修会	小学校と中学校の学習内容・学習環境のギャップを少なくし、自分の力を十分発揮できるよう、小中の連携を深める取り組みを推進します。	教育委員会	6月に実施	6月に実施	6月に実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.48
	地域に開かれた教育の実践	学校運営協議会や学校行事を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。	教育委員会	各学校に学校運営協議会を設置し、年2～3回の会議を行った。	各学校に学校運営協議会を設置し、年2～3回の会議を行った。	各学校に学校運営協議会を設置し、年2～3回の会議を行った。	計画どおり実施	No.5と統合	学校運営協議会の開催各学校の計画に基づく地域に開かれた学校行事の実施	有	-

	No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.	
家庭教育力の向上	63	子育て支援講座	子育て支援センターと連携し、乳幼児の保護者間の交流を図る機会を提供します。	子育て支援課	子育て支援講座5回（ベビーマッサージ、出張おもちゃ美術館、おもちゃの広場、産後エクササイズ、ボニー、ベビーマッサージ、三ヶ尻甚句、読み聞かせ、太極拳、フラダンス教室）	10回（出張おもちゃ美術館、おもちゃの広場2回、三ヶ尻甚句、まちかんコンサート、親子体操2回、フラダンス、ベビーマッサージ、ボニー、消防車の展示会、産後エクササイズ、読み聞かせ、太極拳、親子ヨガ、エンジェル☆ぱいすコンサート、絵本ライブ、ブロックのお部屋週間）	18回（出張おもちゃ美術館、おもちゃの広場2回、三ヶ尻甚句、まちかんコンサート、親子体操2回、フラダンス、ベビーマッサージ、ボニー、消防車の展示会、産後エクササイズ、読み聞かせ、太極拳、親子ヨガ、エンジェル☆ぱいすコンサート、絵本ライブ、ブロックのお部屋週間）	親子交流や講座等を実施。家庭での過ごし方や子どもとのコミュニケーションについて、保護者が主体的に考え行動できる状況が変わらない。	No.12と統合 親子交流や講座等を継続する。	7回	有	-	
	64	家庭教育支援チームの育成	家庭教育支援チームの組織化、地域人材の養成、家庭教育支援員の配置を行い、関係団体と連携により、保護者への相談対応や訪問型家庭教育支援の充実を図ります。	教育委員会	家庭教育支援チームリーダーを教育委員会に配置し、保護者や学校からの相談に対応した。	家庭教育支援チームリーダーを教育委員会に配置し、保護者や学校からの相談に対応した。	学校生活に対し様々な要因の支障を抱える児童の保護者に対し、家庭教育支援チームリーダーが家庭教育支援として相談に対応した。	学校等と連携し、支援が必要な保護者に対する家庭教育支援を実施している。一方、地域における自主的な集まりである家庭教育支援チームの組織化等については、教育委員会としては未対応である。	相談内容に応じた関係団体との連携により家庭教育力の向上を目指すため、第3期計画では「家庭教育相談支援事業の充実」とする。相談内容に応じて関係機関へつなぐ。	訪問型家庭教育支援の実施	有	No.50	
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	65	地域安全活動	夏祭り時にパトロールを実施します。インターネットの適切・安全・安心な利用等青少年健全育成のため、啓発活動を推進します。	生活環境課 中央生涯教育センター	夏祭り中止のため、夏祭り時のパトロールは実施なし。 コロナウィルス感染拡大に伴い啓発活動は中止 青少年育成委員会議及び青少年問題協議会にて協議を行った。	夏祭りの開催形態が変わったため、夏祭り時のパトロールは実施なし。 夏祭りが開催されなかったためパトロールは未実施。 また小中学校において生徒・児童及び保護者を対象としたメディアアリテラシー講座を開催した。	夏祭りの開催形態が変わったため、夏祭り時のパトロールは実施なし。 夏祭りが開催されなかったためパトロールは未実施。 また、小中学校において生徒・児童及び保護者を対象としたメディアアリテラシー講座を開催した。	一	イベントに限らずパトロールを実施するため、終了とする。 生徒・児童と保護者を対象にSNSとの付き合い方を学ぶことが出来た。 しかし、インターネット上の安全が課題。	防犯隊パトロール1回	有	-	
	66	いじめ・非行等相談・指導	児童生徒のいじめ、非行等に対する相談・指導を行います。	教育委員会	各学校において相談・指導を行った。	各学校において相談・指導を行った。	各学校において相談・指導を行った。	状況に応じて対応し、重大事案の発生を防いた。	継続実施	随時実施		No.51	
生活環境の整備	67	公園の管理	遊具施設の法定点検実施(年1回) 公園の維持管理を計画的に実施	都市建設課	法定点検の実施。（遊具101基、一般施設269基） 健全度判定CD判定の遊具を撤去・更新。（撤去：3基、設置：12基）	法定点検の実施。（遊具102基、一般施設272基） 健全度判定CD判定の遊具を撤去・更新。（撤去：3基、設置：2基）	法定点検の実施。（遊具101基、一般施設294基） 健全度判定CD判定の遊具・施設を撤去・更新。（撤去：26基、設置：4基、修繕31基）	毎年の点検及び点検に基づく修繕・撤去を実施したことで期間中の事故件数は0件であった。 遊具、洋式トイレ、おむつ交換設備、室内の遊び場の二ヶ所がある。	公園トイレのユニバーサルデザイン化も含め、ソフト面・ハード面の両方で設備の改善を進めます。	遊具施設の法定点検(年1回)を実施。 D判定は使用禁止とし1年以内に撤去、C判定はできるだけ早く修繕を実施。		No.52	
安全・安心の確保	68	交通安全施設の整備	交通安全施設の点検を実施し、通学路等の危険箇所の整備・維持をします。	生活環境課	交通安全施設の点検を計画通り実施し、交通安全施設の設置要望を警察及び道路管理者に行なった。	交通安全施設点検を計画通り実施し、警察及び道路管理者に改善要望書を提出した。	交通安全施設点検を計画どおり実施し、警察及び道路管理者に改善要望書を提出した。	令和6年度に要望があった南羽沢・前野線のセンターライン・一時停止線及び横断歩道が引き直された。	学校・地域からの要望に基づき、交通安全施設の点検を実施し、道路管理者等に要望を提出する。 要望先機関の検討結果を地域に共有することを継続して行った。	交通安全施設の設置及び修繕年5箇所程度	有	No.53	
	69	防犯灯の管理・整備	通学路等の危険箇所に防犯灯の設置を検討し、必要な箇所に設置します。	生活環境課	木柱に設置されている防犯灯の柱を更新した。	木柱に設置されている防犯灯の柱(4ヵ所)を更新した。	木柱に設置されていた防犯灯4基を電柱又は鋼管柱に移設する工事を実施。 令和4年度及び5年度に要望があった設置要望を再検討し、防犯灯4基を設置した。	老朽化している木柱が倒壊する前に移設を行なったため、事故を未然に防ぐことができた。	防犯灯を設置する場所は通学路に限らないため、終了とする。	防犯灯設置等工事年1箇所程度	有	-	
就労環境の整備	70	交通安全教室	交通安全教育として保育園、幼稚園、小中学校で交通安全教室を実施します。	生活環境課	14回	交通安全教室の実施数 幼稚園・保育園 9回 小学校 10回 中学校 1回	交通安全教室の実施回数 幼稚園・保育園 9回 小学校 9回 中学校 1回	昨年度と同程度の交通安全教室を実施した。	教室の実施は教育・保育施設が主体のため、第3期計画では教育委員会を担当とします。	交通安全教室の実施年20回程度	有	No.54	
	71	スクールガード	スクールガードの募集を行い、子どもの安全体制を維持するとともに、講習会を開催し、地域全体で安全を守る環境を整備します。	教育委員会	各校においてスクールガードの取りまとめを行なった。 教育委員会にてスクールガードを対象にボランティア保険加入及び反射ベストの貸与を行なった。	各校においてスクールガードの取りまとめを行なった。 教育委員会にてスクールガードを対象にボランティア保険加入及びスクールガード研修を行なった。	各校において相談・指導を行なった。	計画どおり実施	スクールガードの配置ではなく、地域全体で安全を守る環境の整備を目標とする。	スクールガードの配置スクールガード保険の加入	有	No.55	
	72	犯罪被害者支援	窓口を設置し、専門機関と相談者をつなぎます。	生活環境課	相談件数なし 広報紙で犯罪被害者周間の周知	相談件数なし 犯罪被害者等支援啓発ハネル展の実施	相談件数なし 交通事故大会において、交通事故被害者遺族の講演と犯罪被害者等支援啓発ハネルを展示した	一	犯罪者被害者等の支援の事業内容が本計画に沿って実施するものではないため終了とする。	継続実施	有	-	
就労環境の整備	73	休暇等制度の普及啓発	仕事と家庭の両立支援となる育児・介護休暇等制度について、HPや商工会等を通じて普及啓発をしていきます。	商工観光課	役場1階でのチラシ配架による周知。 商工関係団体を通じて制度の周知。	役場1階でのチラシ配架による周知。 商工関係団体を通じて制度の周知。	役場1階でのチラシ配架による周知。 商工関係団体を通じて制度の周知。	育児・介護休暇等制度のチラシを配布。一定の周知・啓発ができた。	国育児・介護休暇等制度について、町HP掲載や商工関係団体を通じて周知を継続する。	広報に年1回掲示 商工関連団体を通じて制度の周知		No.56	
			子ども看護休暇・育児休暇等制度について、母子健康手帳交付時及びパパママセミナー等において周知します。	子育て支援課	適宜周知した。	適宜周知した。	適宜周知した。	対象者の状況に合わせた周知が出来た。	継続実施	継続実施	有	No.56	

	No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.	
家庭での男女共同参画の推進	74	パパディ (子育て支援センター)	父親の育児参加の機会として子育て支援センターで実施します。	子育て支援課	偶数月 第4土曜日開催	偶数月 第4土曜日開催	偶数月 第4土曜日開催	周知・啓発を行い、父親が育児や家事等を積極的に担う家庭もあった。家庭での親の時間のゆとりのなさが、子どもの不規則な生活やコミュニケーション低下に影響の可能性がある。	パパディ等の学習機会を継続し、男女が共に家庭を運営する意識を醸成する。	継続実施		No.57	
	75	虐待対応の質の向上	県などが実施する講習会等への参加を通じて体制の強化及び質の向上を図ります。	子育て支援課	県などが実施した研修会へ、2回参加	県などが実施した研修会へ、1回参加	県などが実施した研修会へ、2回参加	県主催の研修会へ積極的に参加し、虐待対応について学んだ。 R4設置の子ども家庭総合支援拠点では、虐待や貧困などを表面化しにくい問題を情報共有する体制を整えた。 さらに、情報提供、生活支援等の強化がさらに求められる。	No.78と統合して、関係機関及び職員の対策の質を高める。「こども家庭センター」を設置して、双方の機能から相談支援を実施する。 子どもの居場所づくりの推進する。	継続実施	有	No.58	
	76	関係機関との連携強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、児童相談所や県と協力関係を密にし、専門性や権限を要する場合には、迅速に支援を求める問題の早期解決に努めます。また、医療機関や児童委員などの連携を図ることによって、虐待の発生予防、早期発見に努めます。	子育て支援課	関係機関との情報共有、面接、家庭訪問等を実施。	関係機関との情報共有、面接、家庭訪問等を実施。	関係機関との情報共有、面接、家庭訪問等を実施。	児童虐待等に関する相談件数も増加傾向にある。関係機関と連携しながら迅速に対応するように努めていく。	No.77と統合	継続実施	有	-	
児童虐待防止対策の充実	77	要保護児童個別支援会議	要保護児童に対する適切な支援のため、年3回程度定期的な開催を行います。	子育て支援課	4回開催	7回開催	8回開催(6世帯14件)	個別支援会議を有效地に活用し、関係機関との情報共有や対応の方向性について検討することができた。	No.76と統合して、第3期計画では、「要保護児童対策地域協議会」とする。 関係機関との連携を強化して、虐待の防止、早期の発見や対応に努める。必要時、関係機関と情報の共有及び対応の方向性を検討し、支援にフレが生じないように調整する。	継続実施	有	No.59	
	78	児童虐待防止研修会開催	児童虐待予防のため保護者向けの研修会を年1回程度、児童虐待早期発見のため教育機関の実務者、民生委員・児童委員向けの研修会を年1回程度開催します。	子育て支援課	3回開催	3回開催	2回開催	計画どおり実施	No.75と統合	2~3回実施	有	-	
	79	24時間対応児童家庭相談	児童の安全確保のため児童家庭相談専用の携帯電話を設置し、担当者が休日夜間の相談などに対応します。	子育て支援課	継続実施 (携帯電話の相談0件)	継続実施 (携帯電話の相談0件)	継続実施 (携帯電話の相談0件)	夜間・休日等緊急を要する相談に応対するため、携帯電話を設置したが、相談はなかった。	児童相談所虐待対応ダイヤル189を周知する。町HP等の活用した相談窓口を整備する。	継続実施	有	No.60	
	80	児童虐待防止の啓発	子育て相談窓口や児童虐待に関する情報を広報、ホームページに掲載とともに、パンフレットにより児童虐待防止について周知を図ります。	子育て支援課	広報2回、ポスター掲示、パンフレット配布、子育て支援窓口にて啓発品配布、オレンジリボンの配布を実施。	広報2回、ポスター掲示、パンフレット配布、子育て支援窓口にて啓発品配布、オレンジリボンの配布を実施。	広報2回、ポスター掲示、パンフレット配布、子育て支援窓口にて啓発品配布、オレンジリボンの配布を実施。	広報2回、ポスター掲示、パンフレット配布、子育て支援窓口にて啓発品配布、オレンジリボンの配布を実施。 児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	児童福祉週間やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンによるオレンジリボン作成。 子育て支援センター利用親子によるオレンジリボン作成。 保健福祉センターと共同で、オレンジリボン及びバブルリボン街頭キャンペーンを実施。	継続実施	継続実施		No.61
ひとり親家庭の自立支援の推進	81	ひとり親家庭の保育園優先入所	ひとり親家庭の児童を保育所(園)の入所の選考において優先的に取り扱います。	教育委員会	継続実施	継続実施	継続実施	優先的利用の事由としている。	継続実施	継続実施		No.62	
	82	母子自立支援プログラム(就労支援)の周知	児童扶養手当受給者の自立・就業に結びつけるための様々な支援について周知します。	子育て支援課	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	計画どおり実施	No.83と統合して、第3期計画では就労支援と生活支援を一括して周知する。	継続実施	有	No.63	
	83	母子家庭等日常生活支援事業(生活支援)	母子・寡婦・父子世帯が、一時的な家事の援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する事業について周知します。	子育て支援課	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布	計画どおり実施	No.82と統合	継続実施	有	-	
	84	ひとり親家庭医療費助成	母子家庭、父子家庭に対する医療費の助成を行います。	住民課	継続実施 給付件数2,086件 給付費4,889,722円	継続実施 給付件数2,383件 給付費5,402,074円	継続実施 給付件数2,116件 給付費5,219,584円	計画どおり実施	計画どおり実施	継続実施		No.64	
	85	母子・父子・寡婦福祉資金等貸付事業	県が実施している母子及び父子並びに寡婦家庭の就労支援、事業準備、子の就学支援、就学などに関する貸付について相談、受付をします。	子育て支援課	法令どおり実施 (貸付1件)	計画どおり実施	計画どおり実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.65	
	86	児童扶養手当給付事業	県が実施している母または父のいない児童、障害のある父母のいる児童等に支給される児童扶養手当の相談、受付をします。	子育て支援課	法令どおり実施	法令どおり実施	法令どおり実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.66	

No.	事業・施策	内 容	担当課	R4実績	R5実績	R6実績	評価	課題とR7の取組 (第3期計画)	令和6年度目標値	第3期計画 策定時 見直し	第3期計画 事業・施策 No.
87	重度障がい児医療費助成	所得限度額未満の重度心身障がい児に対する医療費の助成を行います。	住民課	継続実施 給付件数6,343件 給付費26,717,437円	継続実施 給付件数6,083件 給付費23,955,301円	継続実施 給付件数5,663件 給付費23,955,301円	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.67
88	特別児童扶養手当	県が実施している20歳未満で精神、身体に重度又は、中度の障がいを有する児童を育てている家庭に支給される特別児童扶養手当の相談、受付をします。	保健福祉センター	受給者60名	受給者57名	受給者56名	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.68
89	障害児福祉手当	県が実施している20歳未満で精神、身体に重度の障がいのある方で、日常生活において特別な介護を要し、在宅で生活する方々に支給する障害児福祉手当の相談、受付をします。	保健福祉センター	受給者5名	受給者6名	受給者6名	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.69
90	療育相談事業	岩手県立療育センター、一閣児童相談所事業を活用し相談事業を行います。	子育て支援課 保健福祉センター	療育センタ一年4回、 児相年3回	療育センタ一年4回、児相年3回	療育センタ一年5回、児相年3回	関係機関との情報共有等連携ができ、家族及び関係機関と連携ができた。	第3期計画では、基本目標6(3)障がいのある子どもへの支援の充実から基本目標2(1)切れ目のない母子保健対策の充実へ移行する。	療育センタ一年4回、 児相年3回	有	No.29
91	療育教室（チューリップひろば）	遊びを通して親子のふれあいや経験を広げ子どもの心身の発達を促し、育児・発達相談や助言指導を行います。	子育て支援課	年34回	年34回	年34回	発達に関する身近な相談の場として機能した。個別療育の試行実施を行い、療育の質向上について検討した。保護者交流会を開催し、就学に関する不安軽減に寄与した。	同上	年34回	有	No.30
92	家族支援	障がいに関する勉強会の開催及び情報提供を行います。	保健福祉センター	金ヶ崎町自立支援協議会及び四つ葉のクローバーの会と情報共有等を行った。	町内事業所相談員との情報共有を月1回開催した	町内事業所相談員との情報共有を月1回開催した	町内事業所相談員との情報共有を月1回開催した	継続実施	継続		No.70
93	障がい福祉サービス事業（児童デイサービス）	障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）に、日常生活の基本動作の指導、集団生活での適応訓練を行います。	保健福祉センター	町内2カ所実施	町内2カ所実施	町内2カ所実施	町内の事業所は2か所で安定運営している。児童発達支援等の支援決定者は増加している。	No.94、95と統合して、第3期計画では一括して支援、管理する。	町内4か所で実施		No.71
94	障がい福祉サービス事業（ショートステイ）	障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）を自宅で介護する方が病気になった場合などに、短期間施設（宿泊を伴う）で入浴、排泄、食事の介護を行います。	保健福祉センター	利用実績無し	利用実績なし	利用実績なし	利用決定者なし	No.93と統合	継続		-
障がいのある 子どもの支 援の充 実	95 障がい福祉サービス事業（居宅介護サービス）	障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）への身体介護、家事援助、通院介助をします。	保健福祉センター	支援体制は確保されているものの、利用実績なし	利用実績なし	利用実績なし	利用決定者なし	No.93と統合	継続		-
96	重度障がい児保育事業（保育園）	重度障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている保育所（園）に対し保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	教育委員会	継続実施 2園実施	継続実施 1園実施	継続実施 手帳を有さない軽度障がい児を保育する2園に対して実施	障がい児の処遇の向上を図った。	継続実施	継続実施		No.72
97	放課後児童健全育成事業（障がい児受入の実施）	障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている学童保育所に対し保育士等の資格のある指導員配置を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	子育て支援課	継続実施	継続実施	継続実施	計画どおり実施	障がい児の保育を含めて放課後児童健全育成事業の環境を整える。特に対象児童が入所待機とならないようにする。	継続実施	無	No.11
98	障がい児受入れの実施（幼稚園）	障がいの程度に応じた支援体制を充実させます。	教育委員会	就学支援委員会や児童生徒指導員巡回訪問による状況の把握、保育補助員の配置	就学支援委員会や児童生徒指導員巡回訪問による状況の把握、保育補助員の配置	就学支援委員会や児童生徒指導員巡回訪問による状況の把握、保育補助員の配置	計画どおり実施	No.99、100と統合して、第3期計画では、一括して支援、管理する。	保育補助員の配置（適所・適時） 児童生徒指導員による巡回相談	有	No.73
99	適性就学指導	特別な支援を要する幼児の教育的ニーズや就学方針を明らかにして、適正な就学について支援を行います。	教育委員会	訪問相談を希望する町内幼稚園及び保育園を年2回巡回訪問し、適正な就学について支援を行った。	訪問相談を希望する町内幼稚園及び保育園を年2回巡回訪問し、適正な就学について支援を行った。	訪問相談を希望する町内幼稚園及び保育園を年2回巡回訪問し、適正な就学について支援を行った。	計画どおり実施	No.98と統合	継続実施	有	-
100	障がい児教育（小学校）	子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行う教育を推進します。	教育委員会	町内全ての小中学校、幼稚園及び4か所の保育園に對し、年2回定期施設訪問を行った。	町内全ての小中学校、幼稚園及び4か所の保育園に對し、年2回定期施設訪問を行った。	町内全ての小中学校、幼稚園及び4か所の保育園に對し、年2回定期施設訪問を行った。	計画どおり実施	No.98と統合	継続実施	有	-
101	障がい児相談支援事業	支援サービスや利用可能な事業所等の紹介、情報の提供、各種の相談対応を行い、必要な支援の提供に努めます。	保健福祉センター	基幹相談支援センター中心に町内3事業所で実施	基幹相談支援センター中心に町内2事業所で実施	基幹相談支援センター中心に町内2事業所で実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.74
102	児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給します。	子育て支援課	継続実施	継続実施	R6.10の法改正による児童手当の抜本的拡充を実施	計画どおり実施	継続実施。R6.10の法改正に基づき、対象児童が「中学校修了まで」から「高校生年代まで」に拡大した。	継続実施	有	No.75
103	就学援助費支給事業	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	教育委員会	継続実施	継続実施	継続実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施	-	No.76
104	町育英基金奨学生制度	経済的理由により、就学が困難な高等学校、大学等の在学者に対し、奨学金を貸与します。	教育委員会	継続実施	継続実施	継続実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施	-	No.77
105	子どもの学習支援事業	県で実施する子どもの学習支援事業に連携するとともに、利用の勧奨を行います。	保健福祉センター		継続実施	継続実施	計画どおり実施	継続実施	継続実施		No.78